

競争ルールの検証に関するWG（第61回）

1 日時 令和7年4月25日（金）10：07～10：42

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

柳原公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐

○ヒアリング対象者

株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

○総務省

湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、内藤消費者契約適正化推進室長、小川料金サービス課長補佐、笹川料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆さん、おはようございます。今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻を若干過ぎましたが、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第61回会合を開催いたします。

本日は大橋構成員、長田構成員、そして大谷構成員から御都合のため御欠席という連絡をいただいております。

なお、本日の会議はオンライン方式によって開催させていただきます。

議事に入る前に、事務局から連絡事項等の説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会議と同様、発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュート、オフにさせていただきます。

すようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、前回のワーキンググループ会合の後、総務省において人事異動があったとのことですので、事務局から新たに着任された方の御紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今般の人事異動で新たに着任いたしました弊省職員を紹介いたします。

消費者契約適正化推進室長の内藤から、一言、着任の挨拶をさせていただきたいと思います。

【内藤消費者契約適正化推進室長】 皆様、おはようございます。御紹介いただきました、消費者契約適正化推進室長の内藤でございます。4月から安西の後任として着任しております。消費者検討会のほうでもお世話になっている先生方いらっしゃいますけれども、本ワーキンググループでも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。内藤室長、こちらこそよろしくお願いいたします。

【内藤消費者契約適正化推進室長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【新美主査】 それでは、議事に入ります。本日は、引込線転用スキーム（光回線再利用スキーム）の取組状況について事務局から説明をいただいた後、関係事業者からヒアリングを行って、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず、事務局から説明よろしくお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 新美先生、ありがとうございます。改めまして、事務局の総務省料金サービス課課長補佐をしております小川と申します。

それでは、冒頭、事務局の御説明といたしまして、資料6 1－1に基づいて御説明差し上げたいと思います。引込線転用スキーム（光回線再利用スキーム）の取組状況についてでございます。

1 ページおめくりいただきまして、引込線転用スキーム（光回線再利用スキーム）についてでございます。

こちらの表題となっております引込線の転用につきましては、NTT東日本・西日本の

引込線を利用する接続事業者あるいは光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行う場合に生じる引込線について、毎度、事業者変更の度に新設あるいは撤去工事が必要になってきたということでございまして、これをより効率化して、利用者利便に資するような取組ができないかということで、新設・撤去工事を不要とすることを目的といたしまして、令和2年3月以降、まずは関係事業者、こちらに括弧で書いてございます各事業者において、協議を進められてきたというものでございます。また、当省も令和2年6月以降、オブザーバーとして、この協議について参加をしてきたところでございます。

本件につきましては、本ワーキンググループにおきましてもフォローをいただきまして、競争ルールの検証に関する報告書2020の中で、早期にこのスキームが実現されるよう協議の状況を注視していくことが必要と御指摘いただきまして以降、この状況についてもフォローいただいたところでございます。

また、競争ルールの検証に関する報告書2022におきまして、引込線転用スキームの対象となる設備のスコープについて整理をいただいた上で、協議参加事業者6社において引込線転用を可能な限り早期に実現することが適当、あるいは引込線転用スキームの実現に際して、可能な限り多くの事業者が参加することが望ましいとの御提言をいただくなど、事業者間の取組を後押しいただいてきたところでございます。

なお、本スキームのスコープと申し上げましたけれども、下の※で書いてございますが、まずはNTT東日本・西日本の設置する設備で、かつ、戸建て住宅を対象とするということで整理をいただいたものでございます。

下のほうでスキームの概要がございすけれども、キャリアチェンジを行いたい利用者に対して承諾番号を発行して、このシステムの方で管理をいたしまして、円滑に事業者の乗換えができるようにシステムの中で連携をしていくと、こういったスキームでございす。

2ページ目にお進みいただきまして、スキーム参加状況についてということでございます。このスキームにつきましては、利用者利便の向上の観点から、全ての光コラボ事業者が参加すべきであることを念頭に、報告書2023の中におきまして、事業規模、事業形態の観点で、コスト面の障壁が低いと思われる事業者、特に大・中規模のISP事業者、携帯電話事業者といった方々におかれましては、速やかに本スキームに参加することが適当とおまとめいただいたところでございます。

しかしながら、本年2月26日に予定どおりこのスキームが開始されたところでござい

ますけれども、4月の時点で光コラボ事業者の参加状況が必ずしも高い状況ではないというところでございます。

具体的な状況といたしまして、下のほうの表と図でもお示ししておりますとおり、今、対象となり得る光コラボ事業者の参加状況をおまとめしておりますけれども、こちらについては戸建て、集合の合計で、光コラボの契約数、上位10社におかれまして、契約数ベースで見たときのスキームへの参加状況を取りまとめさせていただいたものでございます。こちらの円グラフでお示ししておりますとおり、4月時点で参加済み、すなわちこのスキームを利用できる利用者が全体の約12%程度にとどまっているということで、約9割の契約数をお持ちの事業者が参加されていないということでございますので、こちらについて競争WGの報告書取りまとめの状況も踏まえまして、参加が遅れている事業者のうち、特に契約数が多い事業者、数社にお願いをいたしまして、本日、個別に状況の御説明を求めたいというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、関係事業者のヒアリングに移りたいと思います。まず、株式会社NTTドコモさんから御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。

ではNTTドコモから資料61-2に基づきまして、当社の光回線再利用スキームの参画について御説明をいたします。

1ページでございます。まず、光回線再利用スキームの参加時期でございます。当社においては、新規受付停止した光サービスも含めて、こちらの4種類の光サービスを提供しておりますが、2025年5月21日に参画をする予定でございます。この内容でシェアードアクセスの事業者様とも合意に至っております。

また、システム試験時期については調整中と書かせていただいておりますが、試験は既に開始をしているところでございます。少し資料がキャッチアップできておらず大変申し訳ありません。2月26日の予定から約3か月遅れての参画ということになりました。事務局であるNTT東西様並びにシェアードアクセスの事業者や既に参加されている事業者様に対して、大変御迷惑をおかけしていることを改めてお詫びしたいと思います。申し訳ありませんでした。

スキーム開始日に参画できなかった理由について御説明いたします。競争ルール検証に

関する報告書2023を踏まえまして、開始日に参画すべく準備を進めていたところではございますが、準備が整わなかったため、やむを得ず遅れることといたしました。その理由としては、以下に掲げている2点のとおりでございます。

一番大きいのは、システム開発の見通し不十分ということで、簡単に申し上げて間に合わなかったというところでございます。事務局からは2024年の8月から11月にかけて仕様を提示いただいたところでありまして、これを踏まえて当社において開発仕様やスケジューリングをすることになります。また、当社においてはシステムのリリースがウォーターフォール型の開発であるため3か月に1回となっておりますが、そのリリース時期の兼ね合いで、精査していた段階で間に合うか間に合わないか相当微妙な形になってしまいました。これについては、ひとえに我々の開発の見通しの立て方が甘く、不十分な結果となったところであります。昨年の秋の段階でもっとしっかり精査をし、間に合わせるよう計画を立てておくべきであったと改めて反省をしているところでございます。

2点目でございますが、社内体制の整備も不十分であったところでありまして、システム開発と開始日を踏まえて、対応フローや事務処理の策定、トラブルが起きた場合のリカバリーなどについても準備を進めているところでありましたが、この準備も十分整わない状況でしたということで、お粗末としか言いようがありませんが、これらの準備が整わなかったことで残念ながら2月26日には開始ができなかったところでございます。多少強引に間に合わせる検討も行いましたが、試験も十分にできない状況でしたので、やむを得ず参画を遅らせることとしたものでございます。

当社からの説明は以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの大平でございます。資料61－3に基づいて御説明させていただきます。

弊社の光回線再利用の参画時期につきましては、本年の6月2日を予定しております。ここのタイミングになりました経緯につきましては、当初、本年2月末の参画に向けて準備をしておりましたが、途中で仕様の変更等が入りまして、3か月間、開発が延長されたというような状況になっております。この中でも6月2日というタイミングで、弊社としては最短での調整になっておりますが、この際にはNTT東西様とも調整をさせていただ

いて日を決定しております。

経緯につきましては、まず2023年の7月、こちらのほうで主要事業者の参画を前提に、弊社も参画しますという表明をしまして、開発などに関しましては、事業者の仕様確定から弊社が提供するまでは大体11か月必要ということで御説明をさせていただいております。その後、事業者間での仕様の検討をしまして、2024年の6月、ここで業務マニュアルが展開されて、システムや運用の中身が確定したという状況になっております。弊社としましては、社内の仕様検討、開発、トータルで11か月必要と考えておりましたので、当社システムの検討につきましては、あまりぶれないところから、24年の4月から着手を始めております。ここの段階では2月末開始ということを考えておりました。

その後、24年の7月から11月にかけて、当初、見込まれていないケースが判明しまして、事業者間で運用方法等について追加の整理をしております。この際、弊社のシステム開発、動いていたところもありますが、追加の仕様検討、開発が入りまして、3か月間延長ということになっております。当然、延長されたところではありますが、その中でもなるべく最短でできるようにというところは心がけてきましたが、このタイミングが弊社の状況になっております。

参画時期、そして、これまでの弊社の調整状況につきまして御説明させていただきました。

以上となります。

【新美主査】 どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、楽天モバイル株式会社様から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【楽天モバイル】 楽天モバイル小田でございます。弊社の光回線再利用スキームに関する準備状況等について御説明をさせていただきます。

まず、弊社の光回線再利用スキームについての考えでございますが、事前の報告書ですとか、パブリックコメントの際にも述べさせていただきましたが、この光回線再利用スキームに関しましては、利用者利便の観点から、全ての光コラボ事業者が参加すべきであることを念頭に、速やかに対応を進めていく必要があるという考え方には、当社として賛同させていただいております。それから、当社も光コラボ事業者の一社として、参加に向けて社内的に検討を進めております。

現状の当社の状況は、社内事情等がございまして構成員限りとさせていただいております。

すけれども、検討を進めているものの、社内的に速やかには進め難い状況がございまして、現時点ではいつ時点で参加をするというスケジュール感をお示しできない状況でございます。つきましては、こちらの状況がクリアになり次第、関係事業者様、それから、総務省様とも情報連携しまして、対応を進めていきたいと考えている次第でございます。

御説明簡単ですが、以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた説明について意見交換したいと思います。事務局及び関係事業者に対して御質問、御意見ありましたら、チャットでお知らせいただきたいと思います。それでは、相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。ドコモさんに1点と、あと、どちらかというところ事務局に、総務省さんに、1点ございます。

ドコモさんのほうは、資料で言いますと1ページのところで、仕様が提示された時期が2024年8月から11月ということで、かなり幅がございまして、それで最終仕様確定が11月だと、2025年2月26日スタートまでに開発するというのは、ほとんど無理だなという印象をもちました。その辺りの事情というのはソフトバンクさんの御説明にあったように、より早い時点で、ある程度の仕様は決まっていたけれども、最終的にフィックスしたのが11月という理解でよろしいのかというのが、ドコモさんへの質問でございます。

それから、総務省さん事務局への質問なんですけれども、この光回線再利用スキームは、コラボ事業者さんのほうで先にある程度走っており、その後、接続事業者さんも加わっていただくということで、コラボ事業者さんで使っていたような枠組みをベースに導入したというようなことだったんじゃないかなと何となく記憶しているんですけれども、2月26日に新しいスキームがスタートしたことによって、それ以前にできていたものができなくなったというようなことがあるのかどうかということについて、もちろん事業者さんのほうにお答えいただいてもいいんですけれども、事務局の認識をお答えいただければと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、ドコモさんと事務局への御質問ですが、まず、ドコモさんのほうからお答えいただけたらと思います。

【NTTドコモ】 ドコモの大橋でございます。相田先生、御質問ありがとうございます。

す。仕様の提示時期について幅がありますが、基本的には8月に御提示をいただいて、その後追加の提示などがあったということで、最終的に確定したのが11月でございます。

11月から全ての検討を開始したものではありませんので、そうした意味では事務局にて資料提示が遅かったものではなく、純粹に我々の開発スケジュールの立て方が不十分であったと考えております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

続いて事務局のほうから、よろしくお願いします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局の総務省料金サービス課、小川でございます。
相田先生、御質問ありがとうございます。

相田先生、御指摘いただきましたとおり、我々の認識といたしましても、本スキームは、元々光コラボ事業者間でのキャリアチェンジ、事業者変更の際に行われていた承諾番号を用いて管理するようなスキームだというふうに聞いておりまして、これをベースにしたスキームを接続事業者の方にも、さらに範囲を広げてキャリアチェンジを容易にするという根本的な思想は、元々光コラボ事業者間で使われていたものを、接続業者の方にも広げていくというものだと認識をしております。

その上で、光コラボ事業者を元々使っておられた方々に対して、新たに使えなくなることですとか、何か不具合があったかというところでございますが、事務局といたしましては、そういった影響があったという情報には接しておりません。もし事業者さんの方で御認識違いがあれば御指摘いただきたいですが、我々としては、あくまで元々あったスキームに接続事業者の方が追加されていくと。それに伴い、光コラボ事業者さんの方でも一定程度システムの改修などは、各社様から御説明あったとおり必要だったという事情はあるかと思いますが、元々あったものが使えなくなるといったものではなかったと認識しております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。事業者さんのほうで、今の総務省からの説明に加えることはございますでしょうか。特にないということよろしいでしょうか。

相田さん、今のお答えでいかがでしょうか。

【相田主査代理】 結構です。ありがとうございました。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

続きまして、全相協の西村さん、御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 西村です。当初の予定どおりの2025年の2月に間に合っていれば、3月の引っ越しシーズンで無駄な撤去をする方々が少なくなったと思いますので、その点についてはちょっと残念に思っています。

あとは、逆に戸建て優先でしたけれども、集合住宅のほうにも適用が広がっているということですので、今後、集合住宅でもできるようにしていただきたいということと、今回こういう引込線の無駄な撤去をしなくてもよくなったという話は、賃貸住宅等の退去のときに、大家さんから全撤去を求められるケースとかありますので、周知のほうにも力を入れていただきたいなと思っています。

また、周知するときに、一部の事業者ではまだ対応できていませんというのが、なかなか足を引っ張られることになるので、各社の事情はいろいろあると思いますが、早期に御対応のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

【新美主査】 実際的な問題についてコメントいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、佐藤さん、どうぞ御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。引込線の転用のスキーム、これは何年か前に議論しましたが、いまだに参加している企業が少ないということで非常に遺憾に思っています。当時でいえば二重引きをなくしましょう、残置回線自体も減らしていきましょう、そういうコンセンサスの下で議論を進めてきたと思います。

2ページ、総務省のスライドにも書いてあるように、やはりそういう時間的なコストとか金銭的な無駄なコストがかかるということは、最終的に消費者に何らかの負担を強いることになって、消費者の利益確保の観点からも、これはぜひ早急に実現すべきと考えています。これは2ページに総務省資料のほうでも、そのように指摘されているので、その方向で早急に実現したいということ。

次に、十分時間があつたように思うのに期日までに実施できなかったという意味では、まずは速やかに実現する時期を提示してください。何社かにおいては、今回、時期を提示していただいています。

あと、このように遅れてしまったプロセスに関しても、やはりきちんと何が問題だったのか、確認なり検証が必要と思っています。幾つか説明があつたのですが、早い時点で遅れることがわかれば、もっと早くに説明し、対応すべきであつたと思います。どのように対

処すべきであったのか、実施に向けてのプロセス自体も少し丁寧に検証しないといけないと思っています。

あと、各社さんから説明があったのですが、例えばドコモさんの説明だと、私の理解では全体的なスキーム、プロセスに問題があったのではなくて、ドコモ側の問題で、十分考慮していなくて見通しが甘かったとか、それによってシステム開発が遅れたというように説明いただいたので、見通しが甘いというドコモさんの説明は、私にとっては説明になっていないように思うところ。どうしてそういう見通しの甘いようなことが起こったのかとか、次にこのように期限までに必要な対応をするときに、どこの問題点をどう改善すればよいということかについて説明されていないので、問題の要因をきちんと示して、どのように対応すべきであったか等、示していただくようなことも必要だと思っています。今すぐ聞いて私に分かるかどうか自信ないので、きちんとした文書で回答いただければありがたいです。

ソフトバンクさんのほうも、見込まれていないケースが判明して遅れたという内容だったと思うんですけど、その見込まれていないケースというのが、ソフトバンクが見込んでいなかったところでそういうケースがあったのか、ほかの別の競争相手も含めて調整のところで見込まれないケースなのか、詳細分からないので、これもソフトバンクさんのほうで何らかの問題を抱えていたとすれば、その辺、見込まれないケースがあって、それに対しての対応で遅れたことについて、さらにどういうふうなことが本当の問題であったとか、どう対処すべきだったということを、これも技術的なところなので文書で分かりやすく、私にも分かるような形で示していただきたいと思います。

あとは、楽天さんは内容がよく分からないので、総務省さんに追加説明などお願いしたらよいのか分かりませんが、システム構成等、大きく他社と違う事情があると思うので、それが特別な事情として仕方がないことなのかどうか、総務省あるいは委員限りでもう少し説明いただけるとありがたいです。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。3社さんに御注文あったんですが、技術的なこともあるから今すぐ答えろという趣旨ではなかったように思います。書面できちんとその辺を説明してほしいという要請があったということで、佐藤先生、そのような扱いでよろしいでしょうか。

【佐藤構成員】 はい、結構です。各社、丁寧な説明よろしくお願いします。

【新美主査】 それでは、今日のこの段階では特に求めないけれども、次回あたりにはきちっと説明してほしいということだということで扱わせていただきます。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいますでしょうか中央大学の西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 事務局、それから、関係事業者の皆様、御説明ありがとうございました。中央大学の西村でございます。私からは総務省、それから、N T T東西を含めた関係事業者様への今後のお願いというような形で、コメントを2点させていただければと思います。

まず、1点目でございますけれども、事務局資料の右肩2枚目、事業者参加状況の集計方法についてでございます。特にコラボ事業者の数というのは、統廃合、それから、市場の出入りもあろうかと思しますので、その数自体の把握についてはともかく、利用者利便の観点からは戸建てのみならず、集合住宅も含めて今後、契約数フォローの仕方については、総務省におかれてはN T T東西と協力して工夫等を実施していただければと考えております。

2点目ですけれども、同時に令和7年度の期末で、かなりの契約数がカバーされる予定というような形で説明を受けました。これも利用者利便の観点だけでなく、コラボ事業において競争という観点からも、事業者と利用者のスキーム利用の際の問題点、それから、転用に関わる料金の変化、それから、利用開始までの時間等に関しても、関係事業者と協力して情報収集あるいはウオッチしていただければなと希望いたします。

私からは以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。貴重なコメントありがとうございます。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。まだ時間ありますけれども、特に御意見ないようでしたら意見交換はこれで終了させていただきたいと思えます。

今日、御発表いただいたんですが、ドコモさんとソフトバンクさんは後ればせながら5月、6月にはそれぞれ対応可能ということになっております。それはそれなりに途中の経過については、皆様のコメントがあったような問題はありますけれども、まずまずということは評価できます。楽天さんについては、いつ参加できるか未定であるということですので、これは非常に残念なことだと思います。

引込線の転用スキームというのは、利用者の利便のために非常に有益な取組だと思って

おります。これについて参加未定の方については、ぜひ積極的に取り組んでいただくようなことをお願いしたいと思います。といいますのは、利用者の利便性のためというのが直接の効果ですが、これをうがった見方ないしはやや引いて見ますと、既存のユーザーに対しては囲い込みの効果がある。それから、乗換えようとしている人にとっては、参加していない事業者というのは競争という観点からはハンディを自ら背負い込むということになります。競争ということからいきますと、非常に残念な状況が未参加の事業者には存在しているということが言えるかと思います。自由な競争ルール、競争マーケットを構築するという意味では非常に大事な、重要な取組ですので、ぜひ積極的に、早期に御参加いただくことをお願いしたいと思います。

非常にポイントを突いた意見交換ができたと思います。時間は短いながらも有益な会合が持てたと思います。本日の議事は以上とさせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項などがございましたら、よろしくお願いします。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。失礼いたします。

以上